

様式第2号(第5条関係)

宇美町災害復旧等緊急工事に関する協定書

宇美町(以下「甲」という。)と21・建設クラブ・福岡(以下「乙」という。)とは、災害復旧緊急工事(以下「緊急工事」という。)について、宇美町災害復旧等緊急工事实施網(平成21年宇美町告示第43号の2。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

(相互協力)

第1条 甲及び乙は、相互に協力して災害復旧及び災害防止に当たるものとする。

2 乙は、この協定の趣旨を乙の構成員に周知し、災害復旧及び災害防止に努めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、緊急工事を施工する必要があると認めるときは、当該工事の施工を乙に対し要請することができるものとする。

(施工者の決定等)

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、直ちに乙の構成員の中から施工する者を推薦するものとする。

2 乙は、乙の構成員の中から施工する者を推薦できないときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が推薦した者が適当であると認めるときは、その者を施工者として決定するものとする。

4 甲は、施工者と緊急工事の施工範囲及び施工方法等について協議し、決定するものとする。

(契約の締結)

第4条 甲は、要綱第8条の規定により、施工者と清算払いを約した工事の請負に係る契約を締結するものとする。

第5条 工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 応急対策工事(要綱第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。)に係る工事費 施工者が提出する当該工事の費用が確認できる書類等を甲が精査し、適当と認められた額

(2) 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号及び第6号の規定により、施工者が応急対策工事に引き続き行った本工事(要綱第2条第2号に定めるものをいう。)に係る工事費 甲が作成する設計書等に基づき、甲と施工者が協議して決定した額

(甲の構成員に対する措置請求)

第6条 甲は、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、構成員から除くことを請求することができるものとする。

(1) 要綱第3条第3項第1号に該当しないこととなったとき。

(2) 破産者で復権を得ない者となったとき。

(3) 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当する者として、甲が入札の参加制限をしたとき。

(4) 宇美町指名停止等措置要綱(平成元年宇美町要綱第7号)別表第1「3 暴力的組織等に対する措置基準」第1項から第3項までに該当する者として、甲が指名停止の措置をしたとき。

(申請書の内容の変更)

第7条 乙は、要綱第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、当該変更について速やかに甲に申し出るものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができるものとする。

(1) 実態がなくなったとき。

(2) 構成員の全てが第6条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 申請の内容に重大な虚偽があったとき。

(4) 法令又は協定に重大な違反をしたとき。

(5) 乙がこの協定の解約を申し出たとき。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができるものとする。

(1) 乙の実態がなくなったとき。

(2) 甲が法令又は協定に重大な違反をしたとき。

(協定の効力)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

(協議)

第11条 この協定及び要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

協定の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、乙の代表者に対する乙の構成員全員からの協定締結に関する委任状を添えて、各自1通を保有する。

平成21年6月23日

甲 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号
宇美町
代表者 宇美町長 安川 博



乙 福岡県福岡市早良区田村二丁目8番15号
21・建設クラブ・福岡
会長 竹内昭司

